

販路開拓支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、販路開拓支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名
販路開拓支援業務
- (2) 業務内容
「販路開拓支援業務 提案仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 提案限度価格
2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること（参加申込書提出時に併せて入札参加資格登録申請をしても可）。
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 過去5年間に於いて地方公共団体（地方公共団体が構成員となっている協議体を含む。）が実施した販路開拓を目的とする商談会・展示会の実施実績があること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和6年5月10日（金）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和6年5月20日（月）
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和6年5月22日（水） 予定
4. 参加申込書の提出期限	令和6年6月 5日（水）
5. 参加資格の審査結果の通知（発送）	令和6年6月 7日（金） 予定
6. 提案書等の提出期限	令和6年6月21日（金）
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和6年7月 2日（火） 予定
8. 審査結果の通知	令和6年7月 上旬 予定
9. 契約の締結	令和6年7月 中旬 予定
10. 審査結果の公表	令和6年7月 中旬 予定

6 参加手続

（1） 実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和6年5月10日（金）から令和5年6月5日（水）まで

② 配布方法

市ホームページに掲載するほか、担当部署総務部市長公室において配布する。

（2） 質疑の受付及び回答

① 実施要領等に係る質疑

電子メールにて、「販路開拓支援業務プロポーザル質疑書（様式1）」を提出のうえ、必ず電話により受信確認を行うこととする。

宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係

E-mail : city-sales@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-24-1111（内線 2443）

② 提出期限

令和6年5月20日（月）17時まで

③ 回答方法

令和6年5月22日（水）17時までに市ホームページに掲載する。

ただし、質疑又は回答の内容が、質疑者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては質疑者に対してのみ回答する。

なお、質疑のうち、提案書等の記載内容に対する審査基準に係るもの、他の申込者からの提案書等の提出状況に係るもの、積算に係るもの、提出期限を過ぎたもの等は公平性の確保及び公正な選考の妨げになる恐れがあるため、いかなる理由があっても回答しない。

（3） 参加申込書の提出

① 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 同種・類似業務の履行実績（様式3）

ウ 添付書類（参加資格を証明する書類等）

エ 会社概要が分かる資料（パンフレット可）

② 提出期限

令和6年6月5日（水）17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係

TEL：0895-24-1111（内線2443）

④ 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、6月5日（水）消印有効とする。また送付後、電話により受領の確認を行うこととする。

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

ア 提案書（対面開催及び対面での開催が困難な場合のオンラインによる開催も記載すること）

イ 実施スケジュール、実施体制、個別商談会の運営体制

※実施体制、運営体制ともに人員配置を明記するものとする。

ウ 見積書・内訳書（対面開催またはオンライン開催のどちらの開催となった場合であっても上限価格は2（4）とする）

※消費税及び地方消費税を含む額とし、仕様書に基づく業務毎の見積内訳書を添付するものとする。（別表1参考）

エ 自由提案（提案限度額の範囲内で、本業務をより効果的なものとする提案）

② 提出期限

令和6年6月21日（金）17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係

TEL：0895-24-1111（内線2443）

④ 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、6月21日（金）消印有効とする。また、送付後、電話により受領の確認を行うこととする。

⑤ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）及び電子データ

※A4判フラットファイルに左綴じして、表紙と背表紙ともに、業務名と応募事業者名を記入のうえ、提出することとする。

(5) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された提案書等について、オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所（予定）

日時 令和6年7月2日（火）午後

場所 【参加者】オンラインによるプレゼンテーションのできる環境

【審査委員】宇和島市役所 602 会議室

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：20 分以内

質疑応答：10 分程度

③ その他

ア プレゼンテーションにおいて「6（4）提案書等の提出」で提出したもの以外の資料の使用は禁止とする。

イ プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。

ウ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器はすべて各参加者で用意する。

エ その他詳細については、後日、別途通知するものとする。

7 受託候補者の特定

（1） 審査方法

審査は、別に設置する販路開拓支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出書類（提案書等）とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

（2） 評価項目及び評価内容

「販路開拓支援業務プロポーザル評価基準」（別表2）のとおり。

（3） 受託候補者の特定

審査の結果、選定委員の合計得点を総計した合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。

また、受託候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「4 参加資格」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果

審査結果は特定後、全ての参加者に文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

① 受託候補者の名称

② 全参加者の名称（五十音順）

③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が２者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式４）を提出すること。
- ⑤ 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が

受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成２２年条例第２５号）に基づき公開する場合がある。

13 担当部署・問い合わせ先

所 在 地：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町１番地

担当部署：宇和島市総務部市長公室シティセールス推進係 担当 芝中

電話番号：0895-24-1111（内線 2443）

FAX 番号：0895-24-1121

E-mail：city-sales@city.uwajima.lg.jp